

令和 7・8 年度 五霞町競争入札参加資格審査申請書作成要領

令和 7・8 年度において、五霞町が発注する物品・役務に関する入札に参加を希望する方は、この要領に基づいて関係書類を作成の上、申請してください。

1 申請に係る資格

次の事項に該当する方は、申請をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び同施行令 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定により競争入札に参加させないこととされた者
- (2) 申請業務に係る営業に関して免許、許可、登録その他権限を有する行政庁による許認可（以下この号において「許認可」と総称する。）を必要とする業種の場合で、許認可を受けていない者
- (3) 国税及び地方税を完納していない者
- (4) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する者

2 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで

※郵送申請の場合、期間内必着とします。

3 申請先

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162-1

五霞町役場 総務課 財政係

4 登録有効期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（金）まで

※委任状を提出する場合の委任期間としてください。

5 申請方法

(1) 電子申請

町公式 HP 内の電子申請フォーム（Logo フォーム）より申請願います。

(2) 郵送申請（インターネット環境がない等電子申請が不可能な場合に限る。）

紙製 A 4 縦型フラットファイル（黄色）に申請書類をとじ込み、ファイルの表紙及び背表紙に表題（「令和 7・8 年度 競争入札参加資格審査申請書」）及び商号又は名称を記入し郵送願います。

※申請書類の郵送に関するトラブルについて、五霞町は一切の責任を負いません。

6 提出書類一覧表

No	様式	法人	個人	備考
1	受理書	△	△	※郵送申請のみ提出要 町指定様式 2部提出
2	審査カード	△	△	※郵送申請のみ提出要 町指定様式
3	競争入札参加資格 審査申請書	△	△	※郵送申請のみ提出要 統一様式又は統一様式に準じた様式
4	営業所一覧表	△	△	※営業所がある場合提出要 町指定様式
5	登記簿謄本	○	-	写し可
6	身分証明書	-	○	写し可 本籍地の自治体で発行
7	印鑑証明書	○	○	写し可
8	使用印鑑届	△	△	※実印以外の印鑑を使用する場合提出要 任意様式可（原本を提出）
9	納税証明書	○	○	国税、都道府県民税、市町村民税 写し可
10	誓約書	○	○	町指定様式
11	物品納入役務提供等 実績調書	○	○	町指定様式
12	代理店等証明書	△	△	写し可
13	委任状	△	△	※営業所等へ年間委任する場合提出要 任意様式可
14	返信用封筒 (受理書送付用)	△	△	※郵送申請のみ提出要 定型封筒に切手を貼付し、返送先の宛名を 記入してください。

○：提出要

△：必要に応じて提出

※郵送申請の場合は、上記書類を順番にフラットファイルにとじ込み郵送してください。

また、各種様式については、町ホームページからダウンロード願います。

7 注意事項

- (1) 原則、提出書類は原本を提出してください。
- (2) 証明書等は、申請日以前 3 か月以内に交付を受けた物を提出してください。
- (3) 納税証明書は、直前 1 年分のものを提出してください。

	法人	個人
国税	法人税・消費税 (様式その 3 の 3)	所得税・消費税 (様式その 3 の 2)
都道府県民税	本社所在地の証明書。 ただし、営業所等へ委任をする 場合は、委任先所在地の証明書。	本店所在地の証明書。 ただし、営業所等へ委任をする 場合は、委任先所在地の証明書。
市町村民税	本社所在地の証明書。 ただし、営業所等へ委任をする 場合は、委任先所在地の証明書。	本店所在地の証明書。 ただし、営業所等へ委任をする 場合は、委任先所在地の証明書。

※五霞町に納税義務がある場合

町税納税証明書（五霞町競争入札等参加資格審査申請用）を町公式ホームページにて公表している様式中に申請様式があるので、そちらを使用してください。

8 書類提出後の留意点

- (1) 申請書類が受け付けられた場合
受付後、約 2 か月を目途に受付は完了し、入札参加資格名簿へ登載されます。
- (2) 申請書に不備、過誤その他修正すべき事項がある場合
申請内容に不備、過誤その他修正すべき事項がある場合には、電話、電子メール、FAX 等により修正及び再提出を依頼します。
- (3) 申請後の変更
申請書提出後に申込書類記載の事項に変更が生じた場合は、競争入札参加資格審査申請書変更届を上記「3 申請先」に御提出ください。

9 その他

例年、質問のある事項について記載するので、申請書類作成の参考にしてください。

- (1) 申請書内のフリガナ欄の枠を消してフリガナを記入してよいか。
→ 申請様式が統一様式に準じていれば構いません。
- (2) 設立年月日と営業年数とで違いが出てくるが、営業年数と合わせるべきか。
→ 合わせる必要はありません。
- (3) 自己資本固定比率の計算式について、国は「(自己資本額／固定資産) × 100」としているが、五霞町は「(固定資産／自己資本額) × 100」で間違いないか。
→ 間違いありません。固定資産に投資した資金が自己資本でどれだけ賄われているかを示すものなので、「(固定資産／自己資本額) × 100」としています。

- (4) 会社が吸収・合併となり、現在、登記申請中のため登記簿が提出できない。また、新会社が合併後間もないため納税証明書等についても提出ができない。さらに、決算時期が未到来のため決算状況の記載ができないが、どうしたらいいか。
- 登記簿、証明書及び決算状況については、旧会社のものを提出してください。
また、別紙にて当該事情を記載した書面を申請書に添付し、登記完了後に登記簿を提出してください。